

○世田谷区スポーツ推進審議会の会議の傍聴に関する要綱

令和5年1月30日4世ス第372号

世田谷区スポーツ推進審議会の会議の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世田谷区スポーツ推進審議会条例(平成8年10月世田谷区条例第45号)第1条の規定に基づき設置した世田谷区スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 審議会の会長(以下「会長」という。)は、会議を傍聴しようとする者に、審議会ごとに、原則として会議が開催される3日前までに傍聴の申出をさせるとともに、審議会開催の当日に世田谷区スポーツ推進審議会傍聴申込書(第1号様式)により申請をさせ、審議会において傍聴を認める決定をしたときは、世田谷区スポーツ推進審議会傍聴券(第2号様式)を交付するものとする。

2 会長は、傍聴券の交付を受けた者に、会議室への入場の際、傍聴券を係員に提示させ、指定された傍聴席に着かせるものとする。

3 会長は、傍聴人が傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還させるものとする。

(定員)

第3条 傍聴人の人数は、原則として6人以内とし、傍聴の希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 会長は、傍聴人に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 会議において発言をしないこと。

(2) 飲食及び喫煙をしないこと。

(3) 録音並びに写真機及びビデオカメラ等による撮影をしないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害になるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場及び入場制限)

第5条 会長は、傍聴人が、前条の規定に違反し、会議の進行上支障があると認めるときは、速やかに退場するよう命ずることができる。

2 会長は、議事を妨害するおそれがあると認められる者については、入場を制限することができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

世田谷区スポーツ推進審議会傍聴申込書

私は、 年 月 日開催の世田谷区スポーツ推進審議会の
傍聴を申し込みます。

また、傍聴するときは、指示された事項を遵守することを誓約します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

第2号様式（第2条関係）

世田谷区スポーツ推進審議会（第 回）傍聴券		
住 所	_____	
氏 名	_____	
	年	月 日

- 傍聴される方へのお願い -

傍聴される方は、次の遵守事項をお守りいただき、係員の指示に従ってください。

傍聴者遵守事項

- 1 傍聴券に住所及び氏名を記入のうえ、係員に提示してから、傍聴席に着いてください。
- 2 次に掲げる事項は禁止行為です。
 - (1) 会議において発言をすること。
 - (2) 飲食及び喫煙をすること。
 - (3) 録音並びに写真機及びビデオカメラ等による撮影をすること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害になるような行為をすること。

その他

会長は、会議の進行上必要があると認めるときは、傍聴者に退席を命じることがあります。